

米国の農産物貿易政策と WTO 農業交渉、FTA、TPP 交渉

日本農業研究所客員研究員・東洋大学名誉教授
服部信司

《目次》

- I アメリカの農産物貿易政策
- II アメリカ農業の現状と農産物貿易政策
- III WTO 農業交渉への対応
- IV 締結 F T A
- V T P P 拡大交渉の主導

I アメリカの農産物貿易政策

アメリカの農産物貿易政策を見る場合、国内農業政策が同時に輸出政策として機能している点を見極めておくことが大事である。

1 輸出政策として機能する国内農業政策

輸出政策として機能する国内農業政策の中心は、不足払い型政策である。

(1) 不足払い型政策

1) 新しい不足払い (C C P)

新しい不足払い (Counter Cyclical Payment: CCP) は、「市場価格 (販売価格) + 固定支払い」が目標価格 (生産費とほぼ同じ) に達しない場合に、その差が政府によって補償される (文末 78 頁、[図 1](#))。生産費は、自作地地代、自己資本利子、家族労働費を含む、わが国でいう全算入生産費であり、生産者が満足し得る水準になっている。

かつての不足払い (1963-1996) が行われていた時期には、固定支払いはなかったから、2002 年以降の不足払い (C C P) は新しい不足払いとされる。

この制度の特徴は、価格 (= 輸出価格) がいかに下がろうと生産者には目標価格が保障されていることである。同時に、アメリカの国内価格は国際価格に連動して変動し、いかようにも下がりうるという点にある。目標価格と市場 (販売) 価格との差は、生産者に対して直接支払いされるが、それは、同時に、輸出農産物にとっては、輸出補助金として機能するわけである。

2) 融資不足払い (L D P)

融資不足払い (Loan Deficiency Payment: LDP) は、市場価格が融資単価 (目標価格 3 分の 2 くらいに設定: [図 1](#) 参照) を超えて大幅に下がった場合に、融資単価との差を補填

する(図1)。その場合の政府合計補填額は、「不足払い+固定支払い+融資不足払い」となる。

(2) その他の重要な国内政策

ついでに、その他の重要な国内政策に触れておこう。

1) 固定支払い

固定支払い(Direct Payment)は、各穀作物ごとに、毎年一定の固定した額を支払う。1996年農業法において、それまでの不足払いに代わるものとして導入された。2002年農業法において不足払いが復活した(→新しい不足払い)後においても存続している。

2) 価格支持

価格が融資単価の水準を下回ろうとすると、政府が買い入れによって価格を支える。酪農品、砂糖において行われている。

2 輸出政策

以下が、文字どおりの輸出のための政策である。

(1) 輸出信用保障

輸出信用保障(Export Credit Guarantee Program)は、民間企業(穀物商社など)が、外貨購買力の乏しい国、あるいはそうした国の民間企業に対して行う信用売り—それに対する銀行貸し付けについての政府保証のことである(78頁、[図2](#))。

これまでは、アメリカの農産物輸出拡大の有力手段であったが、ブラジルのアメリカ綿花補助金についてのWTO提訴に対する裁定において、この輸出補助金的側面が違法とされ、アメリカは、その改善に合意している。だが、2011年度において、輸出信用保障になお41億ドルが使用され、2012年度と2013年度に55億ドルの予算がつけられている([1](#))。

(2) 農産物援助政策

1) 平和のための食料(Food for Peace: 公法480号)

かつては、「現地通貨販売→現地での援助などに使用」することが主で、途上国への穀物輸出開拓の手段であった。ガット—WTOにおける交渉を経て、今日では、人道援助が中心になっている。年12億ドル—16億ドルが用いられている([2](#))。

2) 進歩のための食料(Food for Progress)

自由な企業活動を農業に導入した国に対して供与。年1.5—2億ドル([3](#))。

(表1) 主要穀物：農場価格（1998-2000、2007-2010、2011、4-6月）

(ドル/ブッシェル (1))

	1998-2000 平均	2007-10 平均	2011、4月-6月	目標価格
小麦	2.59 (1)	5.95 (2.3)	8.02 (3.1)	3.92
トウモロコシ	1.87 (1)	4.21 (2.3)	6.41 (3.4)	2.63
大豆	4.77 (1)	10.07 (2.1)	13.20 (2.8)	5.80

注1) 1ブッシェル：小麦、大豆=27.2kg。トウモロコシ=25.4kg。

資料：USDA, WASDE, Sept. 12, 2011, Agricultural Statistical Tables, July 2011, Agricultural Outlook, Jan.-Feb. 2002.

(表2) トウモロコシ：エタノール向け使用量

(万トン)

販売年度 (1)	エタノール使用量 (A)	生産量 (B)	比率 (%) (A/B)
2004/2005	3,120 (1)	3億	10.4
2009/2010	1億 1,700 (3.8)	3億 3,250	35
2010/2011	1億 2,750 (4.1)	3億 1620	40

注1) 9月→翌年8月。

資料：USDA, WASDE, Sept. 12, 2011.ほか。

II アメリカ農業の現状と農産物貿易政策

1 穀物価格・高騰の構造化

2006年末から穀物価格が上昇に転じた。世界金融危機下においてもその傾向は持続し、今日に至っている。2007年-10年平均のトウモロコシ農場価格4.21ドル/ブッシェルは、1998-2000年平均1.87ドルの2.3倍に上昇し、2011年4-6月の価格6.41ドルは3.4倍になっている(表1)。他の大豆、小麦についてもほぼ同様である。価格の高騰状況は構造化しているといっている。

その背景には、2000年代後半から始まったトウモロコシの大量エタノール生産向け使用がある。2010年度には、アメリカのトウモロコシの1億2750万トン(生産量の40%)がエタノールに用いられ(表2)、それが、穀物需給のタイト化を生んでいるのである。

2 不足払い型政策は発動されず

このような高騰した価格水準は、目標価格を大幅に上回った(前掲表1)。新しい不足払いは水面下に沈み、不足払いはほとんど発動されないままになっている。

(表4) 価格・所得支持関係の支出 (億ドル)

	2005-2007 年度平均	2008-2010 年度平均	変化
価格支持	53.0 (100)	11.7 (22)	-78.0
固定支払い	47.2 (100)	49.8 (19)	2.6
新しい不足払い	34.2 (100)	6.6 (19)	-80.7
融資不足払い	28.9 (100)	1.9 (7)	-93.4
合計	163.3 (100)	70.0 (63)	-57.1

資料：表1と同じ。

(表5) 農業部門：農業所得、農場不動産、負債比率

	1997-2000 平均 (A)	2007-2011 平均 (B)	倍率 (B/A)
農業所得 (億ドル)	463	785	1.7
農場不動産 ¹⁾ (億ドル)	8,840	17,710	2.0
負債/資産比率 (%)	15.6	11.3	0.7

注1) 農地+機械・設備：主として地価を示す。

資料：表1と同じ。

2008-10 年度平均の不足払い型の支出は、極めて少ない (表4)。唯一、一定に支出水準を保っているのは、固定支払いである (50 億ドル弱)。その結果、価格所得支持関係の合計支出額が大幅に減少している (2005 年—07 年平均 163 億ドル→08—10 年平均 70 億ドル：93 億ドル=57%減) のである。

このことは、アメリカ農業が、財政支出削減にもそれなりに対応し得る状況になっていることを示している。

3 農業所得が上昇

この価格高騰の結果、農業所得は大幅に上昇し、2007—11 年平均の農業所得 785 億ドル (1 ドル=80 円として 6 兆 2800 億円) は、10 年前の 1.7 倍に上昇している (表5)。リーマンショック以降不況に苦しむ農外他部門とは異なり、農業経済は好況を享受しているのである。

このことは、アメリカの農業界・生産者は現状に満足していることをしめしている。かつてのウルグアイラウンド交渉時のように農産物輸出拡大が至上命令という状況ではないといえよう。

III WTO 交渉への対応

1 交渉の主要な経過と現状

農業交渉は 2000 年 3 月から始まり、すでに 10 年を超えている。その主な経過は表6に示すごとくである。アメリカにとっての重要なポイントは 2005 年 9 月に自国の農業保護

(表6) WTO農業交渉の経過(2000年3月—2011年4月)

年 月	交 渉 内 容
2000年3月	農業交渉開始。ウルグアイラウンド合意による。
2001年11月	全体交渉(ドーハラウンド)の開始。
2003年7月	米-EU妥協案。ブラジル・インドが反発。
2004年7月	大枠合意(輸出補助金の廃止など)。
2005年9月	アメリカ:自国の国内保護の60%削減を提起。
2006年7月	他国:アメリカに一層の国内保護削減を要求。アメリカが拒否。
2008年7月	主要国閣僚会合:合意寸前までいくが、途上国の緊急輸入制限問題で決裂(米-インド・ブラジル)。
2008年12月	再度の閣僚会合を設定。アメリカが議長提案を基礎にする交渉を拒否し、開催されず。
2009年1月	アメリカ・オバマ政権:コースを代える必要(2国間交渉に)。
2009年12月	閣僚会合は開催されず。
2011年4月	議長提案をせず。年内合意を断念。

を60%削減すると提案した時点であった。その結果、アメリカの削減対象の国内保護水準(黄の政策に伴う助成水準)は191億ドルから76億ドルになり、(当時の価格水準を前提にすれば)アメリカの国内政策の一定の変更を不可避にする。いわば、アメリカ自身がある程度血を流す前提のうえでの提案であった。アメリカは、これをテコに交渉を取りまとめようとしたのである。

だが、ブラジル・インドなどは、さらにアメリカに国内保護の削減を要求した。政府(ブッシュ政権)はそれに対応する構えであったが、農業関係の議員が一層の削減に強く反対し、交渉は約7カ月中断した。

再開された交渉は、08年7月ジュネーブにおける主要国閣僚会合において、一時妥結寸前までいった。しかし、途上国の緊急輸入制限措置(SSG)をめぐるアメリカ-インド間の対立によって決裂した。この背景には、途上国の特別品目についての議長提案(途上国の5%の品目が関税削減を免除されるなど途上国を配慮)に対するアメリカの不満があった。

同年12月に再度の閣僚会合が設定されるが、アメリカは議長提案を基礎にする交渉に応じようとせず、閣僚会合は開催されずに終わった。

09年1月、新たなオバマ政権は、交渉のコースを代える必要を提起し、アメリカは、専ら2国間の交渉に従事。ラミー事務局長から距離を置き、議長提案を基礎にする交渉を避け、あるいは拒否する姿勢を取り続けた。

2009年12月の第8回閣僚会合は、交渉についてはなにも生み出せず、2011年4月には、ラミー事務局長は、交渉が暗礁に乗り上げていることを認めて2011年内の合意を断念。2011年12月の第9回閣僚会合も交渉の進展について触れることもできずに、交渉は中断

状態に陥っている。

2 この間の交渉で示されたもの

この10年間のアメリカの姿勢を見ると、2008年10月までは、政府（ブッシュ政権）は、交渉の妥結に前向きであったと言える。アメリカ議会（農業委員会）が国内保護の一層の削減に反対するという構図であった。これが、2010年1月を契機に、政権・議会・経済団体がそろって、議長提案を基礎にする交渉に反対する形になった。アメリカ国内に、交渉を前に進めて行こうとする勢力はなくなったのである。

経済団体は、「非農産品（NAMA）の関税引き下げ」において、“セクター別交渉に有力途上国（中国、ブラジル、インド）の参加が必要”とし、化学品、エレクトロニクス等のセクター別交渉において一般ルール以上の関税引き下げを目指すという立場を強く打ち出し、議長提案を基礎に交渉することに反対する立場に立ったのである。

議長提案は、これまでの交渉において合意に達した点を基礎に、議長が議論が収れんするであろうと考える点、収束すべきであると考え示したものである。すでに、議長提案は第5次まで出されている。交渉は、議長提案を基礎に進んできたのであるから、アメリカがこれに基づき交渉をしないということは、交渉が無に帰することを意味する。

3 WTO交渉におけるアメリカの立場

アメリカのWTO交渉における立場は次のようになる。

- ① アメリカは国内農業保護を大幅に削減することに合意した。
- ② それに見合う他国（特に途上国）の市場開放が必要であるが、議長提案はそうになっていない。
- ③ 世界経済の成長センターになっている新興国（中国、インド、ブラジル）も、（先進国と同様の）貢献＝譲許をすべきである。

今次交渉の前提には、「途上国に対する『特別かつ異なる扱い』（優遇措置を講ずる）」がある。アメリカの立場は、この前提を覆す要因をはらんでいる。それゆえに、新興国（途上国）との間に、「橋渡ししえない対立」が生まれたのである。アメリカは、現在の立場を変える気はない。途上国が態度を変えない限り、今次交渉は流れてもいい、というのが、アメリカの本音である。

IV 締結FTA

アメリカは、チリ（2004年1月発効）、豪州（2005年1月発効）、ペルー（2009年2月発効）、韓国（2012年3月発効予定）との間にFTAを締結－発足させてきた。他に、コロンビア、パナマ、カリブ諸国との間にも、FTAを締結している。このうち、豪州、韓国とのFTAを見て行くことにする。

(囲み1) 米-豪FTA

1 豪州サイド

- ・自由化除外品目なし。
- ・自由化率（10年以内の関税撤廃品目の割合）：99.9%。

2 アメリカサイド

- ・自由化除外品目：砂糖、ブルーチーズなど。
- ・自由化率：96%。
- ・牛肉：18年後の自由化。乳製品、落花生：関税割り当ての拡大。

3 バランスシート

- ・アメリカ：農業で防御に回り、非農産品、知的財産権で得る。
- ・豪州：プラスになっていない。

1 米-豪FTA

米豪FTAにおいて、豪州側には関税撤廃-削減の除外品目はない。豪州の自由化率（10年以内の関税撤廃の品目の割合）は実に99.9%に達する。

対して、アメリカ側においては、砂糖、ブルーチーズなどが除外されており、自由化率は96%にとどまる。

この結果は、豪州にとってプラスになっていないといわれる。対米輸出が伸びていないのである。加えて、現TPP交渉において、アメリカはこの米豪FTAを維持し、砂糖の除外規定を維持しようとしているのである。

2 米-韓FTA

アメリカ側には除外品目はない。自由化率は99.2%である。

韓国側の除外品目はコメであり、自由化率は98.2%に達する。2014年に豚肉は即自由化される。

アメリカは、農産物と知的財産権でとり、工業品-自動車で譲った。韓国は、その逆である。輸出に経済の活路を見出そうとする韓国の決断の結果といわれる。

韓国のGDPにおける輸出依存率は70%を超すとされる。20%前後の日本とは経済構造が異なると考えなければならない。

(囲み2) 米-韓FTA

1 アメリカサイド

- ・除外品目なし。
- ・自由率：99.2%。
- ・乳製品・履物：10-15年で自由化。

2 韓国サイド

- ・除外：コメ。
- ・自由率：98.2%。
- ・牛肉、チーズ、大麦：10-20年で自由化。牛肉は15年。
- ・豚肉：2014年に即自由化。

3 バランスシート

- ・アメリカサイド：農産物、知的財産権出とり、自動車等の工業品で譲る。
- ・韓国サイド：工業品で取り、農産物、知財権で譲る。

V TPP拡大交渉の主導

(1) TPP交渉におけるアメリカの意図

1) 当初のTPP4

当初のTPP4 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement: TPP。環太平洋戦略的経済連携協定。以下、TPP4と略) は、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ4国が2006年に発足させたEPAである。物品だけでなく、多くの分野(ただし金融・投資は除く)を含むが、物品については、段階的に(10年前後かけて)、例外なく自由化に移行させる協定となっている。そこに、この協定の特徴がある。例外は、チリの砂糖、ブルネイの酒、たばこ、火器のみである。

TPP4か国は小国で、貿依存度が高い。4か国の合計人口は2,320万人。その国内生産額は約4,000億ドル(世界全体の0.8%、日本の9%。2006年)である。

2) 新・拡大TPP交渉

アメリカ(ブッシュ政権)は08年9月TPPへの参加を表明。さらに、同年11月豪州、ペルー、マレーシア、ヴェトナムも参加を表明した。

2009年11月、オバマ大統領は、「21世紀の貿易協定にふさわしい高い水準と幅広い加盟国を持った地域協定を作る目的を持ってTPP諸国と交渉を行なう」ことを表明。アメリカがオバマ新政権のもとで、正式の拡大TPP交渉に参加することになった。

こうして、2010年3月豪州メルボルンにおいて、当初TPP4カ国+新4カ国、すなわち、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、アメリカ、豪州、ペルー、ヴェトナムの8カ国が、「環太平洋経済連携協定（Trans-Pacific Economic Partnership Agreement）」の形成を目指す交渉を開始したのである。その第三回会合（2010年10月、ブルネイ）においてマレーシアが参加し、現在TPP交渉に9カ国が加わっている。

3) アメリカ主導による新TPP交渉とアメリカの意図

アメリカの意図には、三つの意図=側面がある。

① アジアにおける経済連携への参入

アメリカ主導による新たなTPP交渉が始まる前=2009年までのアジア太平洋地域（APEC21カ国・地域）における経済連携の枠組は、「ASEAN（東南アジア諸国連合10カ国）+3（日本、中国、韓国）」と「ASEAN+6（日・中・韓、豪州、ニュージーランド、インド）」（図3）の二つであった。

これらは、いずれも、ASEANが中心になっており、それに日・中・韓、あるいは日・中・韓・豪・印・ニュージーが加わる形になっている。

アメリカから見たこの二つの経済連携の特徴は、いずれもアメリカを含んでいないことにある。太平洋地域の自由貿易圏といっても、その中心はアジアであり、そのアジア諸国（特に、ASEAN）の間において直接投資や貿易が伸展してきたのであるから、それを基に地域経済連携が生まれたのは当然であった。また、そこには、ASEANを中心に今後のAPECの経済発展を展望していきたいというASEAN諸国の考え方もあった。

② TPPによるアジアへの関与

「アジアが経済発展の世界的な中心になりつつあるなかで、アメリカが経済連携の外側に立ち続けるならば、アジア諸国は、成長を続ける中国と先進経済の日本にさらに引き寄せられ、アメリカはアジアの経済成長から取り残されるおそれがある。こうした状態を生み出さないためには、アジアにおける地域連携からアメリカが排除されている事態を解消しなければならない」〔4〕。これが、アメリカが新たなTPP交渉を開始するに至った第一の基本的な理由である。

③ アジアへの輸出拡大

2010年3月に新たなTPP交渉がアメリカ主導で始まったことは、オバマ政権の輸出拡大戦略と強く連動している。オバマ大統領は2010年1月の一般教書演説において、今後5年間で輸出を倍増させる「国家輸出計画」を打ち出した。オバマ大統領は、この輸出倍増計画の実施をもって、10%近い高い失業率が続く状態を打開する方策の一つ（雇用創出戦略）にしようとしているのである。

④ 対中国の戦略的側面

アメリカ主導のTPPは、アジアに対するアメリカの経済的関与と輸出増大の手段というだけのものではない。そこには、アジアにおいて経済的存在感だけでなく政治的軍事的存在感を増しつつある中国に対するアメリカ主導の独自の経済グループの形成→それによる中国への圧力の形成という戦略的側面が存在する。アメリカ国務省（日本の外務省にあたる）が重視するのはこの側面であろう。

4) アメリカのTPPスケジュール(戦略)と日本の位置

アメリカは、2011年11月のAPEC首脳ハワイ会議(アメリカが議長国)までに交渉を妥結させることを目指してきた。ハワイ首脳会議までの妥結は他の交渉国も賛成していた。そのためには、まずは、「質の高いFTA」に基本的に賛成する国の中で交渉をまとめる必要がある。新しいTPPをまとめ、それをもってAPECハワイ会合を主導する。また、まとめたTPPルールを基準にさらに第2段階の加盟国の参加を呼び掛ける。これがアメリカのTPP戦略であったと述べている。

このアメリカのTPP戦略において、第一段階（現交渉）の参加国に日本は想定されていなかった⁽⁵⁾。日本が農業において多くの重要品目を抱えており、この間のWTO交渉においてそうした重要品目への配慮を強く求めてきたのであるから、アメリカが第一段階のTPP交渉参加国に日本を想定していなかったのは、むしろ自然である。

ところが、日本の菅首相は、突如これへの参加を検討すると表明した。これは、次期大統領選に向けて支持率の上昇を図る材料を求めていたオバマ大統領にとっては、格好の材料と映ったといえよう。日本が参加すれば、TPPの価値は高くなるからである。そこから、日本の参加への大統領サイド＝ホワイトハウスの期待値が高まったのである。

(2) TPP交渉における交渉分野

2010年3月15日豪州メルボルンにおいて始まったTPP交渉では、①市場アクセス（工業）、②市場アクセス（農業）、③市場アクセス（繊維・衣料品）、④原産地規制、⑤政府調達、⑥サービス（金融）、⑦投資など24の作業部会が設けられている。それらの分野でのルールづくりが目指されているのである。

(3) TPP交渉における議論：市場アクセス交渉方式

1) アメリカ対ニュージーランド・豪の議論

TPP交渉第2回会合（2010年6月、サンフランシスコ）において、市場アクセス（関税の撤廃－引き下げ）交渉の進め方、すなわち、参加国が締結した既存（現行）のFTAの継続を認めようとするか、（それを認めずに）共通の市場アクセス議定書をつくるかをめぐって、アメリカー豪州・ニュージーランド間の議論となった。

単一の市場アクセス議定書を作成するとは、WTO交渉の場合と同じように、全参加国

に共通する関税撤廃一削減についての方針（WTO 交渉でいえばモダリテイ）を策定するということである。

アメリカは、「既存の F T A がある場合には、それを維持し、F T A 未締結国との間でのみ、二国間自由化交渉を行なう」とし、豪州・ニュージーランドは「すべての T P P 交渉参加国と一緒に交渉し、単一の統一的な市場アクセス議定書を作る」としている。

2) アメリカが既存の F T A を維持しようとする背景＝米－豪 F T A の維持

アメリカが“既存の F T A を維持したままで F T A 未締結国との間でのみ交渉を行なう”と主張するのは、アメリカは米－豪 F T A（2004 年 1 月発足）を維持したいからである。

米－豪 F T A においてはアメリカ側 108 品目（全体の 1 %）が非自由化品目であり、そのなかに砂糖とブルーチーズが含まれている。また、アメリカの牛肉と乳製品（ブルーチーズ以外）は 18 年後に自由化するとし、その間は牛肉・乳製品の輸入枠を拡大していくとされている。アメリカは、豪州との関係で、この F T A 協定の内容、すなわち砂糖と一部乳製品の例外扱いおよび牛肉・乳製品の長期の段階的自由化を維持したいと考えているのである。

3) 市場アクセスの交渉方式

この議論は、第 3 回会議（2010 年 10 月、ブルネイ）において、“①既存の F T A がない国との間で、まず 2 国間交渉を行なう。②既存 F T A がない国が集まって、マルチ(多国間)方式交渉を行なうことも妨げない”というかたちで合意されたと報じられている。

この問題は、上述のようにアメリカの既存 F T A（米－豪 F T A）と現 T P P 協定との関係をどう整理するか、という問題と結びついている。第 4 回会合（ニュージーランド・オークランド：12 月 6－10 日）に際して、ニュージーランドの M. シンクレア主席交渉官は「目指すのは地域統合であって F T A の集合体ではない」と語り、現在の T P P 4 を基本にして例外なき関税撤廃を求める意向を表明したと報じられている〔6〕。

T P P 交渉において、T P P を、米－豪 F T A のような二国間協定を残したままの F T A の集合体とするのか(アメリカ)、例外なく関税の撤廃を行う単一の議定書とするのか(豪州、ニュージーランド)という基本対立が引き続いている。

(4) 交渉の現状

上述のように、当初アメリカをはじめ交渉参加国は、今年 11 月 A P E C ハワイ首脳会議までの交渉妥結を目標にしていた。

しかし、「労働」などの分野で提案が遅れていること、「関税撤廃」、「関税撤廃に関わる原産地規制」、「国営企業規制」などの分野でアメリカとその他の国が対立していることから、2011 年 11 月においては、「およそのアウトライン (Broad Outline)」が提起されるにとどまった。

交渉が当初の予測通りに進んでいないのは、アメリカの提案が他の交渉国に簡単に受け入れられるものではないことに起因していると思われる。

(5) TPP交渉：明らかになっているアメリカの提案

このTPP交渉は秘密交渉であって各国の提案は公表されていない。そうしたなかで、一部の提案、あるいは提案の一部がリークされ、有力情報誌において報じられている。

1) アメリカの物品自由化オファー：全品目を載せる

2011年1月、アメリカの有力情報誌は、アメリカがTPP交渉において提起する「物品貿易（関税）」についてのオファー（アメリカが相手国に対し、何をどのようなスケジュールで自由化するかの一覧表）は、すべての品目をテーブルに載せており、そこには酪農品を含むセンシティブ品目も含まれている、と報じた。

アメリカのオファーは、①即自由化、②段階的自由化（5年間）、③段階的自由化（10年間）、④センシティブ品目の4種類に分類されており、センシティブ品目については関税削減→撤廃の方法を特定していない（今後提起していく）とされていた。

アメリカは、今回のTPP交渉において、自由貿易協定（FTA）を締結していない国とだけ関税についての削減→撤廃交渉を行うとしているから、この時点（2011年1月）でアメリカがオファーを提起した相手国は、ヴェトナムとマレーシアと考えられる。

アメリカが関税交渉を行わなければならない相手国（いまだFTA協定を締結していない国）がもう一つある。それは、ニュージーランドである。だが、アメリカとニュージーランドの関税交渉については、オファー提案の時期・内容を含め、一切情報は出されていない。

しかし、少なくとも、ヴェトナム・マレーシアに対するアメリカの物品自由化オファーから、アメリカが全品目をテーブルに載せていることは伺える。

2) 知的所有権についてのアメリカ提案（1）：薬価決定への介入

2011年6月に提起されたアメリカの知的所有権についての提案は、次のような各国の薬価決定へのアメリカ製薬会社の介入を可能にする内容となっている。すなわち、

「各国政府は、薬品の価格決定に用いられるすべてのルール・方法等について、申請者（アメリカの製薬会社）に開示する」。

「薬品の価格に関する決定等について、異議あるいは再検討を申し立てる機会を申請者（同上）にあたえる」〔7〕と。

これは、薬価の決定への外国企業（アメリカ製薬会社）の介入を認め、その介入のメカニズムを設定するもの、といえる。国内主権にかかわる内容となっているのである。

米韓FTAには同様の規定がある。その結果、韓国は、申請者の要請に応え、薬価決定を見直す独立の機関を設置しているとされる〔8〕。また、同様の米豪FTAの結果、豪州の薬

価は上昇したといわれる〔9〕。

アメリカのTPP提案の中で、最も注意すべき提案内容のひとつである。

3) 投資家対国家の紛争解決メカニズム

投資家対国家（相手国）の紛争解決メカニズム（訴訟）を導入する。外国投資家は、投資先の国の裁判所の手続きを経ることなく、直ちに、国際的な紛争処理手続き（世銀の投資国際紛争センター）に訴えることが可能になる。これは米韓FTAに導入されている。

外務省によれば、日本は、東南アジア諸国とのFTAにこれを持っているという〔10〕。

しかし、仮に、アメリカが日本との関係でこれを持つとなれば、意味合いが異なってくる。日本は、アメリカ企業の訴訟対象国となるからである。

4) アメリカの「繊維製品・原産地規制」提案

「現産地規制」とは、“ある製品の原料のうち、どれくらいが当該国の生産物である必要があるのか”という割合を規制するものである。アメリカは繊維製品の多くを中国やベトナムなどの東南アジア諸国から輸入しており、繊維品の最大の輸入国である。この繊維品の原産地規制について、アメリカは、7月のハノイにおける交渉において、「原糸以降の全段階についての100%原産地」規制（yarn forward rule）ルールを提起した。

“繊維—衣料品の原糸以降の全ての段階について当該国において（100%）生産されたものでなければならない。そうでなければ、その繊維—衣料品は、関税撤廃の対象にならない”というルール提案である。ベトナムが中国産の糸を使って衣料品を生産し、それをアメリカに輸出しても、その繊維品は関税撤廃の対象にならないということになる。

これに対して、ベトナムと豪州が激しく反対していると報じられている。ベトナムは、繊維品の有力な対米輸出国であり、繊維—衣料品の関税撤廃こそがベトナムがTPPに参加するメリットだからである。

5) アメリカ：国営企業への規制を提案

アメリカは、このTPP交渉において「国営企業への規制」提案を行なっている。

アメリカの民間企業が、「国営企業が、国内外において民間企業に対して不公平な利益を得ることがないように規制を設ける必要がある」として、「国営企業への規制」を通商代表部や議会に要請し、これに通商代表部が応えた。対象は国営企業が大きなウエイトを占めるベトナムである。これに対し、当然にもベトナムは強く反対している。

6) アメリカ提案の総括

このように、TPP交渉におけるアメリカの提案は、自国—自国企業の利害・意図を前面に出すものであり、TPPをアメリカの利害・意図に沿った地域協定にしていこうとするものといえよう。

(6) TPP参加判断における問題

内閣府は、日本がTPPに入った場合に国内総生産（GDP）がどれだけ伸びるのかについて、政府公式見解を出した（2010年11月）。それによれば、10年後に0.54%=2.7兆円の増大とされる。その間、年平均0.27%=1兆3500億円の増大にすぎない。

それは、すでに日本の平均関税率が2.5%⁽¹¹⁾にまで低下し、アメリカの平均関税も3.3%に低下していることの結果である。貿易自由化は両国において、すでに十分進んでおり、これ以上関税を引き下げても、その効果は極めて少ないことを示している。

わずか、年0.27%のGDP増大のために、農業に根底的な打撃を与えることが確実であるTPP参加を選択すること、日本社会のあり方をアメリカの利益・意図のもとに置くおそれのあるTPP参加を選択することは妥当であろうか。答えは否である。

注1) USDA, FY2013, Budget Summary, p.33.

注2) 同上。

注3) 同上。

注4) I. F. Fergusson & B. Vaughn, The Trans-Pacific Partnership Agreement, Congressional Research Service, Nov. 1, 2010, p.2.

注5) チャールズ・レイク(C. D. Lake : 元アメリカ通商代表部日本部長)、「平成の『黒船』来ていない」、朝日新聞 2010年11月4日。

注6) 朝日新聞、2011年10月29日。

注7) TPP、Transparency Chapter – Annex on transparency and Procedural Fairness for Healthcare Technology. June 11, 2011.

注8) 外務省「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉の分野別状況」2011年10月22日、4頁。

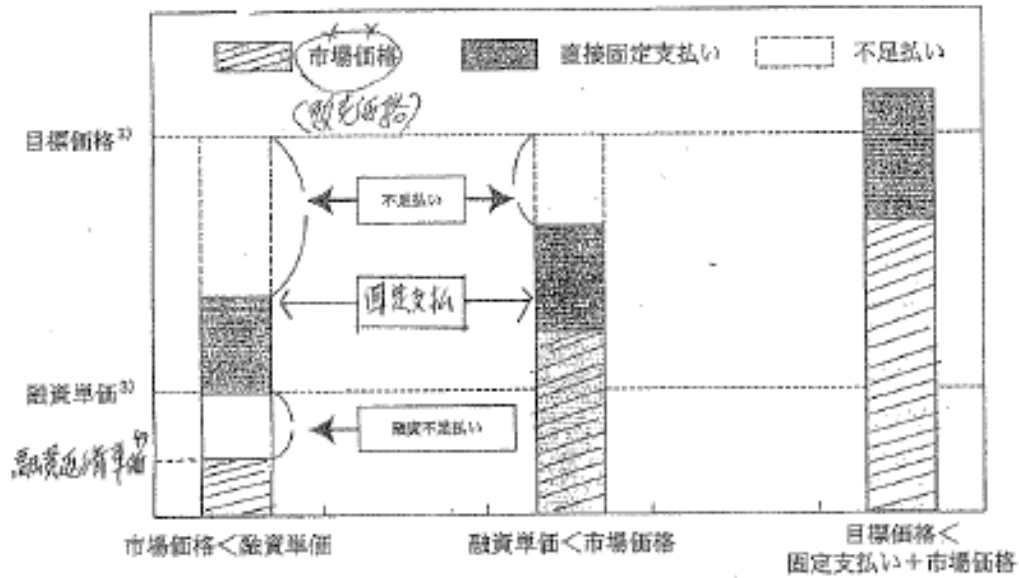
注9) S. Flynn, Statement and Analysis: Leaked US Proposal for TPP Pharmaceutical Chapter.

注10) 外務省「前掲ペーパー」61頁。

注11) WTO、2010.

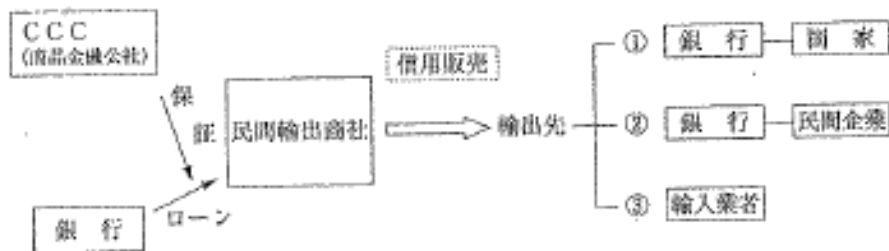
(2012年3月2日)

図1 アメリカの新しい不足払い制度（穀物）¹⁾



- 注：1) 作付面積・収量は過去の実績（1998～2001年平均など）を用いる。
 2) おおむね生産費に基づく。
 3) 融資単価＝農産物の最低販売価格を保障（価格支持水準）。
 4) A-RV 市場価格

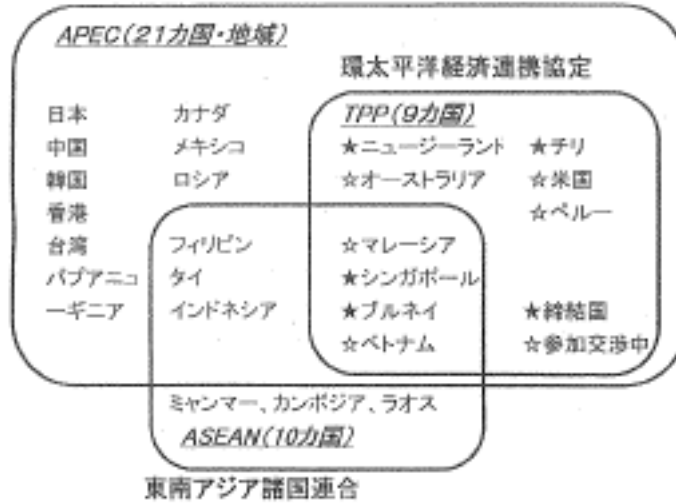
図2 アメリカの輸出信用保証の概念図



資料：U.S.D.A. Office of the Chief Economist による。

(図1) アジア太平洋地域の経済連携の動き

アジア太平洋経済協力



FTAAP 構想
(アジア太平洋自由貿易圏)

